

TOSHIN STUDY New88

東神油槽船株式会社 令和3年12月28日 BⅤ安全管理室

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812 e-mail:anzenkanri@toshin-marine.com

【STCW 条約に基づいた訓練の受講が始まります】

令和元年6月28日付の当スタディ80号で同様の内容についてお知らせしていますが、今回は同80号について一部訂正を加えながらの続報という形で説明していきたいと思います。

【開始時期について】

内航船に対する適用開始時期について、今回は未定と説明しましたが、その後適応開始時期については、近海区域（限定近海を含む※）を有する総トン数20トン以上の船舶については2022年4月から、（限定沿海を除く）沿海区域を有する総トン数20トン以上の船舶については2024年4月から指定する乗組員の受講が義務付けられることとなりました。

※限定近海については一覧表に明記がありませんが、関東運輸局に確認したところ近海区域に含まれるとの回答でした

【受講対象者等について】

受講対象者は、①海技免状所有者②航海当直部員③危険物等取扱責任者のいずれかに該当する乗組員で、来年度に関しましては、船員手帳の有効期限が「2022年4月1日から2024年3月31日」の乗組員については「2022年4月1日から2023年3月31日」までに技能証明書の受給が必要となります。その技能証明書の受給されるためには、基本訓練の受講が必要となります。

【誰に義務付けされているのか】

当スタディ80号で説明したとおり、実施主体は船主であり、具体的な受講方法としては、対象者の休暇中に実施団体のスケジュールや定員枠を踏まえながら受講していただくことになると思います。費用については船主負担で、研修期間については出勤扱いで対応する予定です。なお、船主は証明書の発行状況を定期的に運輸局に報告する義務があります。

【訓練内容について】

基本訓練は、以下の4種類が対象となります（80号では3種類しか挙げていなかったため再掲）。

1. 個々の生存技術（生存訓練）・・・5年ごとの実地訓練が必要
2. 防火及び消火（消火訓練）・・・5年ごとの実地訓練が必要
3. 初歩的な応急手当（応急訓練）
4. 個々の安全及び社会的責任（安全社会訓練）



【受講の減免について】

1. 海技免状所有者

海技免状所有者については、応急訓練及び安全社会訓練については免除となります（過去に海技免状を取得して現在失効中の者については、新制度（1級、2級）での海技免状を取得していた場合には免除となります）。

また、海技免状取得後5年以内に船員手帳の有効期限に基づく受講期間となっても生存訓練及び消火訓練を受講する必要はありません。しかしながら、取得後5年以上経過している者については、生存訓練及び消火訓練を受講する必要があります（上級の海技免状を取得した場合には、新規取得と同等の扱いになります）。

2. 危険物等取扱責任者

船員手帳の有効期限に基づく受講期間となっても、危険物等取扱責任者の資格取得のため、認定機関による消防実習を受講して5年以内であれば消火訓練を受講する必要はありません（生存訓練は受講する必要があります）。

3. 健康上の理由で実地訓練が難しい者

医師の診断等により実地訓練の参加が不可能であると判断された場合には、他者の実地訓練を見学することで代えることが可能です。

なお、国土交通省の関連ホームページを閲覧されたい方は、国土交通省のトップページの「政策情報・分野別一覧」内にある「海事」→「主な政策」内にある「船員政策」内のリスト「船員の安全衛生」→最下段「資格関係」内にある「STCW条約基本訓練」と順にクリック（またはタップ）すれば詳細情報を見ることができます。

【編集後記】・・・働き方改革について

昨年度に開催された交通政策審議会での答申をふまえて、来年4月1日施行（一部は令和5年施行予定）に向けて現在法整備を進めているようです。大筋についての情報は入っていますが、まだ具体的な内容が分からない部分もあります。判明次第、当スタディ等にて皆様にお伝えしたいと考えています。

（完）